

令和6年第1回定例会

市長報告

小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件について

本日は、貴重なお時間に市長報告として発言をお許しいただき、ありがとうございます。

令和6年2月22日に、東京地方裁判所において「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の判決が出されました。判決を踏まえた今後の措置について決定したので、報告させていただきます。

1 判決の内容について

判決では、その主文において、

- 1 本件訴えのうち、被告が小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 小金井市長が令和5年1月26日付けで原告に対してした別紙児童目録2記載の児童の小金井市立さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消す。
- 3 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和4年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

とされています。

主文1のとおり、小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下するとされており、他方、主文2のとおり、原告に対する施設利用不可処分は取り消されているところ、その主文に係る判断において、当該専決処分は違法、当該改正条例は無効と述べられています。

2 控訴について

市長として判決を重く受け止め、控訴はしないことといたしました。

控訴しないこととした理由は二つあります。

一つ目は、原告の方そしてお子さんを、これ以上不安定な立場に置けないということでもあります。裁判所が、当該児童の小金井市立さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消すとした判断を重く受け止め、直ちに是正する必要があるためです。

二つ目は、前市長の専決処分を、違法である旨判断した裁判所の判断に異議がないからです。市長に就任し、機関の長として、行政の継続性確保という責任から一審に臨んでいましたが、専決処分は違法との判断を市長として重く受け止め、判決を尊重したいと考えます。

3 今後の措置について

(1) 当該児童の入所手続について

処分取消しにより、入所申請がされた状態となっております。速やかな小金井市立さくら保育園の入所に向けて手続を進めます。

(2) 賠償金10万円等の支払について

「金10万円及びこれに対する令和4年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員」を原告に支払います。

なお、速やかに支払う必要から、適切に予算を措置し、対応させていただく必要があると考えております。

以上、「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」について、

- ① 判決を重く受け止めて控訴はしないこと。
- ② 当該児童の受入れや賠償金等の支払を速やかに行うこと。

を御報告しました。これらの措置を講じてまいります。

なお、小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分によってした小金井市立保育園条例の一部を改正する条例に係る制定処分の取消しを求める部分及び被告が同条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園の0歳児募集を廃止する旨の処分の取消しを求める部分をいずれも却下するとされました。また、現

在、市立保育園全体では退職等に対する保育士を確保できず欠員が生じており、段階的縮小の取組を進めていました両保育園において0歳児・1歳児の募集を再開し、その児童を受け入れるための安定的な保育体制の確保ができない状況です。

このため、段階的縮小の取組が進んでおりました小金井市立くりのみ保育園及びさくら保育園における0歳児・1歳児の募集を直ちに行うことはできません。

市立保育園において安定的な保育体制をどのように確保していくかについては、保育体制や施設等の老朽化などの市立保育園を取り巻く課題への対応を踏まえた上で市立保育園の在り方を整理する必要があると考えております。市全体の保育の質の向上を図ることに向けて、どのように、いつまでに整理していくかを現在検討中です。

(2) 上記(1)の予備的請求

被告が、小金井市長の令和4年9月29日付け専決処分による本件募集廃止条例の制定をもってした令和5年4月1日からの小金井市立さくら保育園（以下「本件保育園」という。）の0歳児募集を廃止する旨の処分を取り消す。

2 主文2項と同旨

3 被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する令和4年9月29日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第4 事案の概要

1 事案の要旨

小金井市議会（以下「市議会」という。）に提出された、本件保育園の令和5年度における0歳児募集の廃止及び令和9年度末をもつての廃園などを内容とする本件募集廃止条例の制定に係る議案（以下「本件議案」という。）につき、市議会が継続審査としたため、令和4年9月29日付けで、当時の小金井市長（以下「前市長」という。）は、「議会において議決をすべき事件をしないとき」（地方自治法（以下「地自法」という。）179条1項本文）に該当するとして、本件募集廃止条例を制定する旨の専決処分（以下「本件専決処分」という。）をした。また、令和5年1月26日付けで、当時の小金井市長（以下「現市長」という。）は、当時0歳児であった第2子につき令和5年度からの本件保育園の利用申請をした原告に対して、本件募集廃止条例の規定が有効であることを前提に、その施設利用を不可とする旨の処分（以下「本件利用不可処分」という。）をした。

本件は、本件保育園に第1子を通園させている原告が、被告に対し、本件専決処分は違法であると主張し、(1)主位的請求として本件専決処分による本件募集廃止条例の制定、その予備的請求として本件募集廃止条例の制定による令和5年4月1日からの本件保育園における0歳児募集の廃止（以下「本件各処分」

という。)の各取消しを求め、(2)本件利用不可処分取消しを求めるとともに、(3)国家賠償法1条1項に基づき、本件専決処分及び本件利用不可処分によって受けた精神的苦痛に対する損害賠償金50万円及びこれに対する本件専決処分の日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実関係

- (1) 原告は、被告区域内の住所地において、夫と2人の子と共に居住している。原告の第1子は、令和■年■月に本件保育園の0歳児クラスに入園し、現在、本件保育園の■歳児クラスに通園している。
- (2) 前市長は、令和4年9月1日、本件保育園ほか1園(以下併せて「本件2園」という。)について、本件募集廃止条例の制定に係る本件議案を市議会定例会に提出した。本件議案は、厚生文教委員会に付託され、4日間にわたり厚生文教委員会で審議された。厚生文教委員会は、同月27日、参考人を招致すべきであるとして本件議案を継続審査とすることに決し、本件議案の議決には至らなかった。
- (3) 前市長は、令和4年9月29日、市議会において議決すべき事件を議決しないことを理由に、地自法179条1項本文の規定に基づく専決処分として、本件募集廃止条例を制定する本件専決処分をした。前市長は、令和4年10月7日、市議会に対し、地自法179条3項に基づいて本件専決処分の報告をして承認を求めたが、市議会は、同日、これを不承認とした。
- (4) 現市長は、令和4年12月21日、本件募集廃止条例を廃止する必要があるとして、「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例を廃止する条例」(以下「本件募集再開条例」という。)に係る議案を市議会定例会に提出したが、同定例会は、同月26日、同議案を否決した(以下「本件否決」という。)

(5) 原告は、令和4年11月8日、小金井市長に対し、当時0歳児であった原告の第2子を申請児童として、令和5年4月1日から本件保育園の利用を希望する利用申請書を提出したが、現市長は、令和5年1月26日、上記利用申請に対し、これを不可とする本件利用不可処分をした。

第5 主たる争点

本件の主たる争点は、①本件各処分の処分性の有無、②本件専決処分の適否、③本件利用不可処分の適否及び④国家賠償請求の成否である。

第6 当裁判所の判断の要旨

1 争点(1) (本件各処分の処分性の有無) について

本件募集廃止条例の制定行為は、その施行により特定の個人の権利義務や法的地位に直接影響を及ぼし、それが行政庁の処分と実質的に同視し得るような例外的な場合に該当するものということとはできず、処分の取消しの訴えの対象となる処分に該当するとはいえない。本件訴えのうち、本件各処分の取消しを求める部分は、いずれも不適法であって却下を免れない。

2 争点(2) (本件専決処分の適否) について

本件2園の築年数が約50年を超えて建物の老朽化が進んでいたなどの事情があるとしても、被告において、本件2園の段階的募集廃止を令和5年4月までに開始しなければならない緊急性が客観的に高かったとまでいえず、むしろ、本件議案を令和4年度第3回市議会定例会で可決しなければならないという期限は、基本的には前市長の政策的な意思決定の帰結として設定されたものであって、厚生文教委員会もかかる理解の下にその審議を進めていたことがうかがわれる。また、被告において、令和5年度の本件2園の募集につき、改正前の条例の定員を適用した上でこれを行うことが人的・物的におよそ困難であったとの事情は認められない。そうすると、前市長は、本件議案につき、上記定例会の会期の最終日までに議決がされなければ、本件募集廃止条例については成立しないものとして、それを前提に改正前の条例の募集要項に基づいて本件2

園の次年度の募集をすることが不可能であったとまではいえないから、本件議案の議決が公益的見地から客観的に緊急性の高いものであったとまでいうことはできない。

本件議案は、令和4年9月2日に市議会本会議において議題とされ、担当部局による趣旨説明と若干の質疑がされた後、所管の厚生文教委員会に付託されたものであり、これは会議規則にのっとり通常の取扱いであったものといえる。厚生文教委員会は、時に深更にまで及ぶ審議を行い、前市長側からは本定例会での議決がタイムリミットである旨の主張がされたものの、廃園の是非については更に慎重な判断を要するとして参考人の招致を決定し、賛成多数で継続審査となった。厚生文教委員会が本件議案を継続審査としたこともまた二元代表制の下における一つの政治的な意思決定であるといえ、このような決定が法的に許容されないものであったということもできない。市議会では、本件募集廃止条例につき十分な審査を経た上で議決に至るべく審議が進められていたものであり、市議会が故意に本件議案に係る議事の進行を遅らせたり、その議決を拒絶したりしたなどという事実も認められないから、本件議案をめぐる市議会がその機能を発揮し得なくなっていたと解することも相当ではない。

以上のとおり、本件議案は特定の日時まで議決をすべき緊急性が客観的に高い事件であるということとはできず、また、何らかの事情により前市長にとって市議会の議決を得ることが社会通念上不可能ないしこれに準ずる程度に困難と認められる場合であったということもできないから、本件専決処分は違法である。

3 争点(3) (本件利用不可処分の適否) について

(1) 違法な専決処分であれば、重大かつ明白な違法性があるか否かを問わず、原則としてこれに基づいて制定された条例は無効と解すべきであって、本件募集廃止条例もまた無効である。

(2) 本件否決の議事録から認められる審議内容によっても、市議会が、本件否

決によって本件専決処分の瑕疵を治癒し、その内容を追認する明らかな意思表示をしたとまで認めることはできない上、市議会は、本件募集廃止条例が有効であることを前提に本件募集再開条例の採否を議論しており、無効な本件募集廃止条例を有効なものとするべきか否かという観点から本件募集再開条例に係る議案を審査していたともいえない。本件募集再開条例に係る議案の審議の実態としても、本件否決によって本件専決処分を追認して改めて本件募集廃止条例を成立させる趣旨の市議会による明らかな意思表示があったと認めることができるような特段の事情までにはうかがえない。

- (3) 本件利用不可処分は、本件募集廃止条例が有効であることを前提とし、本件保育園の募集定員が存在しないことを理由にされているものであるから、その前提において重大な誤認があり、結果として違法であるから取消しを免れない。

4 争点(4) (国家賠償請求の成否) について

本件専決処分は地自法179条1項本文の要件を満たさない違法なものである。そして、同項本文の「議会において議決すべき事件を議決しないとき」の解釈に関する裁判例としては、東京高裁平成25年8月29日判決があったところ、同裁判例の規範を当てはめれば、本件専決処分が地自法179条1項本文の要件を満たさないことは明らかであった。また、本件専決処分時に、これが上記要件を満たすことについて他に相当の根拠があったと認めるべき証拠もない。そうすると、本件専決処分を行うに際し、前市長には国家賠償法上の注意義務違反があったものと認められる。

原告は、第1子が入園し、本件保育園に愛着を持ち、第2子をも同様に本件保育園に入園させ、その上で職場に復職をする強い希望を有していたにもかかわらず、違法な本件専決処分がされ、その利用申請に対して本件募集廃止条例が適用されたことによって、第2子をそのきょうだいと共に本件保育園に通園させて原告が復職をするという希望が絶たれ、これに対する憤りや悲しみによ

り心を痛めたものと認められ、これは本件専決処分と相当因果関係にある損害といえる。そして、原告の上記のような精神的苦痛を慰謝する額としては、本件に現れた一切の事情を考慮すると、10万円と認めるのが相当である。